

平成 27 年 10 月から

マイナンバーを記載した  
通知カードを送付します

住民票の住所に世帯分の「通知カード」を送付します。  
1人1枚の通知カードにマイナンバーが記載されています。  
通知カードを確実に受け取るために、お住まいと住民票の住所が異なる人は、住所変更の手続きをお願いします。



通知カードのイメージ

平成 28 年 1 月から

個人番号カードを  
希望者に無料で交付します

「個人番号カード」は、身分証明書として利用できるほか、ICチップ付きでe-Taxなどの電子申請が行えます。  
交付を希望する場合は、通知カードと一緒に送られる個人番号カード交付申請書またはインターネットより申請してください。有効期間は最大で10年（20歳未満は5年）。初回の交付手数料は無料です。また、住民票や印鑑証明、税証明のコンビニ交付サービス機能を付加することができます。



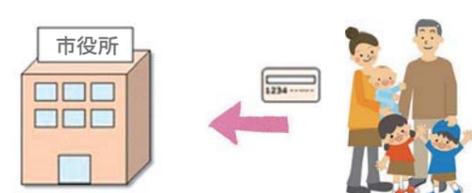
個人番号カードのイメージ

## マイナンバーは次のような場面で使います

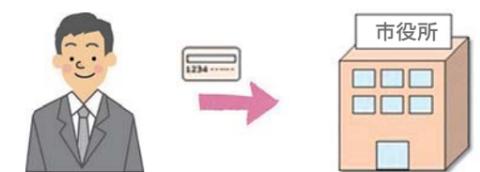
年金受給の手続きの際に  
年金事務所にマイナンバーを提示する



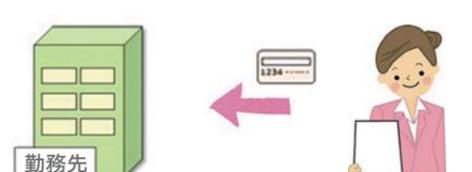
児童手当の現況届の際に  
市役所にマイナンバーを提示する



健康保険の加入・喪失の手続きの際に  
市役所や勤務先にマイナンバーを提示する



会社などが源泉徴収の事務を行うために  
勤務先にマイナンバーを提示する



## マイナンバー制度の問い合わせは

### ■マイナちゃんのマイナンバー解説

制度に関する基本的な疑問点にお答えしている内閣府のホームページです。

マイナちゃん 検索

### ■コールセンター（内閣府）

☎ 0570-20-0178 ※通話料がかかります

### ■市への問い合わせ

制度について 本庁総務課（内線 455）  
通知カード、個人番号カードについて  
本庁市民課（内線 132）

## マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）のお知らせ



# 1人に1つ あなたにも マイナンバーが届きます

マイナンバーとは、住民票を持つすべての人に1つずつ割り当てられる12桁の番号で、生涯使い続けるものです。この番号を利用することで、市民の利便性や行政手続きの効率が高まります。27年10月からこのマイナンバーをお届けしますので大切に管理してください。

### マイナンバー制度のメリットは？

マイナンバー制度は、社会の中で大きく3つの効果が期待されます。

#### 市民の利便性が向上します

年金や福祉などの申請で、添付書類が削減されるなど、皆さんの負担が軽減します。行政機関が持っている自分の情報の確認や、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ることが可能になります。

#### 公平公正な社会が実現します

所得や福祉サービスの受給状況などが把握しやすくなります。これにより、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けたりすることを防止でき、本当に困っている人にきめ細かな支援を行えるようになります。

#### 行政の効率が高まります

行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合や転記、入力などの時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間で連携が進み、手続きが正確でスムーズになります。

28年1月から  
運用が始まるよ



### マイナンバーの利用範囲は？

マイナンバーの利用範囲は、「社会保障」「税」「災害対策」の3つの分野に限られます。これらの分野の中でも、法律や条例で定められた行政手続きでのみ、マイナンバーを利用することができます。市がマイナンバーを独自に利用する場合には、その事務を条例で定めます。

#### 社会保障

年金や雇用保険の資格取得や確認・給付、ハローワークの事務、医療保険の保険料徴収、福祉分野の給付、生活保護など

#### 税

税の申告や届出、源泉徴収の手続きなど

#### 災害対策

防災・災害対策に関する事務、被災者生活再建支援金の支給、被災者台帳の作成など

### マイナンバーのセキュリティは大丈夫？

マイナンバー制度では、個人情報を一か所に集めて管理することはありません。例えば、国税に関する情報は税務署で、児童手当や生活保護に関する情報は市役所でなど、分散して管理するため個人情報がまとめて漏れるようなことはありません。